

(介護予防) フローラさいせい訪問リハビリテーション

利用重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	フローラさいせい訪問リハビリテーション		
開設年月日	平成30年9月1日		
所在地	山形市沖町79番地の1		
電話番号	023(664)1556	ファックス番号	023(664)1557
管理者名	施設長 折田 博之		
介護保険指定番号	(介護予防)訪問リハビリテーション(山形県0670104561号)		
事業主体が行っている主な事業	介護老人保健施設フローラさいせい (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)通所リハビリテーション		

(2) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防にあたって要支援状態)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図ることを目的とする。

[介護老人保健施設フローラさいせいの運営方針]

済生会の基本理念である保健・医療・福祉の連携を生かして、寝たきり老人や認知症老人等の日常生活上の機能回復を図り、積極的に自立を支援していきます。また、日々の看護・介護サービスとリハビリテーション及び継続的医学管理をおこない、生きがいを持って家庭復帰ができるように専門スタッフが支援します。

(3) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
・管理者(施設長)	1(兼務)		1
・医師(管理者と兼務)	1(兼務)		1
・理学療法士(老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションと兼務)	3(兼務)		3
・作業療法士(老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションと兼務)	5(兼務)		5

(従業者の職務内容)

- ① 管理者は、訪問リハビリテーション事業に携わる従業者の総括管理、指導をおこないます。
- ② 医師は、利用者の診察、健康管理、保健衛生指導等を担当し、訪問リハビリテーション計画の検討実施に関する対応を行います。
- ③ 理学療法士・作業療法士等は、医師や看護師等と協働してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

2. サービス内容

理学療法士、作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節硬縮の予防、筋力・体力の改善、精神面では知的能力の維持改善等を医師の指示に基づいて行います。

4. 利用料金…別表の料金表をご覧ください。

- (1) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスである場合は、利用者の負担は1割または2割または3割です。
- (2) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供に関わる便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者のご負担となります。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者・ご家族に説明し、同意をいただくようになります。
- (4) 支払い方法
 - ・毎月15日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
 - ・お支払い方法は、口座引落となります。利用申込み時に所定のお手続きをお願いします。

5. 営業日及び休業日

当事業所の営業日及び休業日は次の通りとします。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
- (2) 休業日 日曜日、12月29日～1月3日

6. 営業時間

通常の営業時間は、午前9時から午後5時とします。

7. 通常の事業の実施地域

山形市内及び山辺町内となります。

8. 秘密の保持

当事業所では、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者・ご家族の秘密を第三者に漏らしません。この取り扱いは、契約終了後も同様とします。

9. 要望及び苦情等の相談(電話023-664-1556)

当事業所に苦情相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、苦情相談受付担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱(投書箱)」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

《苦情相談窓口》

・苦情相談受付担当者	主任作業療法士 鈴木裕美
・苦情相談受付責任者	管理課長 下小路尚樹
・苦情相談解決責任者	施設長 折田博之
・苦情相談対応時間	午前8時30分から午後5時30分

※ お気軽にご相談ください。(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は休みです。)

《第三者委員：鈴木弥夫・飯澤ひろみ・芳賀豊松》

- ・連絡先(苦情申出先) soudan@yamagata-saiseikai.org

《行政機関》

山形市役所介護保険課	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212
山辺町役場保健福祉課介護保険係	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地	023-667-1107
山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保 6	0237-87-8006
山形県社会福祉協議会運営適正化委員会	山形市小白川町 2-3-3	023-626-1755

10. 事故発生の防止及び発生時の対応

- ① 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- ② 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供により損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- ③ 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備するものとします。
- ④ 当事業所は、事故発生防止のための委員会及び事業所の従事者に対する研修を定期的に行うものとします。

11. 感染症対策体制

- ① 当事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、1 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、その結果について事業所の従事者、その他の職員に周知徹底を図ります。
- ② 当事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 当事業所は、理学療法士・作業療法士その他の職員に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 当事業所は、前項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

12. 施設利用にあたっての留意事項

- ・金銭・物品の貸借を禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は、禁止します。

13. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

重要事項についての説明を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名捺印の上、各自 1 通ずつ保有するものとします。

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供開始にあたり、利用者及び家族代表に対して、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 山形市沖町 79 番地の 1
名称 フローラさいせい訪問リハビリテーション
管理者 施設長 折田博之 ㊞

説明者 職名 _____

氏名 _____ ㊞

私は、事業者から訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について重要事項の説明を受け、同意し、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

家族代表 住所 _____

氏名 _____ ㊞